

医療費助成に係るオンライン資格確認の開始に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 30 号

医療費助成に係るオンライン資格確認の開始に伴う関係条例の整理 に関する条例

(野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部改正)

第 1 条 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例（昭和 47 年野田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、受給券と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、提示を省略することができる。

(野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例（昭和 50 年野田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、受給券と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、提示を省略することができる。

(野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年野田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

4 野田市重度心身障がい者医療費 助成金支給条例（昭和47年野田 市条例第6号）による重度心身障 がい者医療費の助成に関する事務 であって規則で定めるもの	
---	--

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。